

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会（第4回） 議事概要

開催日時：令和7年2月27日（木）15：30～18：00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 8階第1特別会議室 ※WEB会議と併用

出席者：山本座長、石塚構成員、出雲構成員、大江構成員、太田構成員、甲田構成員、
小西構成員、高端構成員、原田構成員、人羅構成員、牧原構成員

事務局：原総務審議官、阿部自治行政局長、小池自治行政局公務員部長、
新田大臣官房審議官（地方行政担当）、植田自治行政局行政課長、
大田自治行政局市町村課長、君塚自治行政局市町村課行政経営支援室長、
小牧自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長、
越尾自治行政局公務員部公務員課長

山口自治財政局財政課参事官、間宮自治税務局企画課税務企画官ほか

地方公共団体：全国町村議会議長会 赤松事務総長

オブザーバー：全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、
全国町村会、全国町村議会議長会

【議事次第】

1. 開会
2. 地方公共団体における行政分野ごとの事務執行上の課題と対応について
3. 税財政面の課題について
4. 地方議会議員のなり手不足について
5. 閉会

【議事概要】

2. と3. は事務局から資料に沿って説明後、意見交換を実施。
4. は事務局と全国町村議会議長会から資料に沿って説明後、全国町村議会議長会への意見聴取と意見交換を実施。

【意見交換】

- 国と地方の役割分担については、補完性の原理ということがしばしば言われてきた。しかし、自治体の仕事に余裕がなくなっている中で、例えば法定受託事務の一部など、自治体の事務について、補完性の原理にとらわれることなく、改めて洗い直すことも考えられるのではないか。
- 専門職員を市町村単位で確保することが難しい局面になってきているため、広域的に市町村をまたがって採用できるような新しい人事システムについて、今よりも踏み込ん

だ形で議論することが必要ではないか。

○ 非正規の職員の待遇問題について、労使の観点だけではなく、自治体をどうやって持続させていくかという観点を踏まえても、真正面から議論する必要があるのではないか。

○ 今回の調査で、従来、抽象的にしか分かっていなかった地方公共団体の事務遂行の問題について、分野ごとの特徴とともに、分野共通の課題もあることがわかった。

○ 介護保険制度の導入当初には、市町村が介護保険を担うことに価値があるという理解が一般的であったように、従来、ある事務については、ある単一の自治体が全て処理することが自治であるという、包括的な自治のイメージであった。

しかし、今となっては広域処理や垂直補完のように、介護保険という一つの事務をさらに細分化して多層的に事務を配分するやり方に変えないとなかなか上手く回らなくなってきたと思う。

広域処理や垂直補完によって、一つの事務の実施主体が細分化されると、誰が調整するかという問題が出てくることになる。どのように調整するか、どう新しい事務処理の組み方ができるかを考えるということが、まさに自治なのだと思えることができるのではないか。

○ 国民健康保険のように都道府県と市町村の両方を保険者とするやり方は、今後、他の分野にも出てくるだろう。この場合、両者の役割分担の調整が、国民健康保険の保険料算定のように問題になってくると思うが、これも自治をどう捉えるかということと関係しているだろう。

○ デジタル技術活用の手前の段階で行うこととなる業務フローの見直しや条例改正などの様々な事務に係る負担について、基礎自治体ではリソースを割けなくなってきており、単に紙をデジタルに置き換えただけで、かえって非効率になってしまったような事例も耳にする。自治体のデジタル化をどのようにサポートしていくか、また、デジタル化を一つ一つの基礎自治体でやるのか、集約するのかという議論はこれから先も必要になるだろう。

○ 給付金の支給事務や、一人暮らしの高齢者対応などで世帯情報を確認することになるが、世帯分離しているだけで同じ家に住んでいる場合など、住民基本台帳上の情報と実態が一致していないことも多い。こうした世帯については民生委員と一つずつ調べていくことになるが、そもそも民生委員自体もなり手不足の状況にある。

このように構造的に支障となっている細かい事象はいくらでもあるので、今後、新たな

仕組みを作っていくに当たっても、市町村のどこのかゆいところに手を届かせていくのか市町村の声をもっと聞いてもらいたい。

- 個々の行政分野に個別に対応することも重要だが、広域化、垂直補完、デジタル化など、横串を指す形で解決に向けた考え方を示すことで、他の行政分野にも対応できるようにしておくべきである。
- 現行の二層制を維持するならば、都道府県と国の役割はより重要になるのではないかと。都道府県と市町村の人材面等の連携を進める一方で、解決策の好事例を示して自治体を選ぶことができる環境をいかに整えるかが重要だが、連携や環境整備でも限界がある分野については、国・都道府県・市町村の役割分担を見直すことが必要になるのではないかと。
- 総務省が個々の事務にまで踏み込み、細かく市町村の事務処理の実態を明らかにすることは非常に価値のあることだと思うので、大変な作業ではあるが、介護保険等の個別の事務について、今後どのようなあり方がよいか最終的にカテゴライズしていく際に、政府内でも横串で調整していくことが必要なのではないかと。
- 事務局資料では人口5万人と1,500人の2つが事例として挙げられているが、どのような趣旨で選定されたのか。例えば、これらの規模の団体が特に人員不足、また共同処理において課題があるという認識の下で選ばれたものなのか。
- 特に介護分野において、共同処理が進んでいない要因として、職員がおらず検討する時間もないという指摘がいくつかあったが、何かしらの支援があれば検討につながる可能性があると思っている。これまでのヒアリングの中で、例えば、都道府県においてこうした共同処理を推進する仕組みを行っているが、進展しないというような事例があったのか。進展しない要因が分かれば、都道府県において共同処理をその面でさらに推進するということもあると思われるが、なぜ進展しないのか。
- 「市町村における部門別の職員数・割合」において、A市、B市、C村として、組織形態が比較的特徴が出て、かつ典型的な中規模の団体として、市の要件となっている5万人の団体を選定させていただいた。また、1,500人の団体というのは、小規模団体の中でも比較的典型的な規模の団体であり、中規模団体と傾向も少し違っているため、議論の端緒になりやすいただろうと考えて選ばせていただいた。
- 事務局としても、検討する余裕がない以外の理由を把握するためにヒアリングを行ったが、それ以上の声はあまり聞かれなかった。都道府県による共同処理の推進ができてい

ないところについては、県の姿勢以外にも、県の関わりが市町村にどう受け止められるかにも差があるなど、各都道府県の置かれている状況が異なるということはヒアリングの中で伺っている。

- やはり対人サービスを行っていく事務に関しては、基礎的自治体が細かい事務を行うために、地方の特色を生かし、そこに配慮しながら事務を行っていく必要があるが、人材不足等できめ細かいところができない状況において、可能とするためにどうしたらいいのかということが問題だと思う。
- 例えば保育の入所調整について、細かな調整作業に多くの時間がかっているうえ、市町村独自の項目があるため共通システム化には課題があるということだが、まずは都道府県レベルで共通のベースをつくり、市町村ごとに項目をシステムの中に追加していくことは可能だと思う。調整時間を短縮することは、利用者や現場職員にとって有用だと思われるため、こうした工夫は必要になると思われる。
- また、国保の手続は本人の申請に基づいて処理されるので、このことがネックとなっているところ、例えばマイナンバー等により転職や収入状況の変化などについて年単位での把握が可能であるから、こうした事務は積極的に見直していけばいいのではないかと。
- 事務のフェーズだけでなく、人口減少が比較的緩やかに進んでいる段階、さらに人口減少が進んだ段階など、人口減少のフェーズを視野に入れた全体的な行政運営のマネジメントという観点が必要になるのではないかと。
- 都道府県・市町村の役割分担の見直しについて、例えば、計画策定や、専門人材の確保など、事務のカテゴリー分けがポイントとなると思うが、事務局で何か具体的な分類方法を考えているのか。
- まさにその点を御議論いただければと考えているが、検討の視点として、人材の専門性や、国・都道府県・市町村間の事務の共通性、企画立案業務・定型業務などの要素を例示している。例えば、道路に係る事務に関しては、道路網の整備については住民ニーズを踏まえた企画立案が求められるが、維持管理については定型的な業務であると考えられる。また、行政サービスの提供対象者の規模も挙げているが、職員数に対して対象者の規模が小さい場合には、業務のノウハウが蓄積されづらく、他の業務や他の団体と一体的に処理したほうが効率的となる場合が考えられる。こうした視点を踏まえ、どのような縦横のマトリックスで議論できるかということではないかと。

- かつての自治体単位での業務棚卸しと重なるところがあり、国が全体を俯瞰して領域横断的に見直しを行うことで、国・地方関係をきめ細やかにマネージし、改革することができるのではないか。インフラ管理についても、他の行政分野と同様にマトリックスにすると見えてくるものがあるのではないか。
- 保育の資料で、人材不足に対する会計年度任用職員の増員による対応について記載されているが、増員が可能か疑問に思っている。前回、会計年度任用職員の確保が困難であると聞いた記憶がある。非専門人材でも確保が難しいのであれば、会計年度任用職員の増員で対応するのは前提を欠くのではないか。
- 自治体によって状況が異なるため、データを提供してほしい。また、会計年度任用職員の待遇改善や正規化の検討もお願いしたい。
- 会計年度任用職員の増員は、子育て関係の給付等の国の経済対策を実施した場合に取り急ぎ増員対応を行っている認識。この場合など、高い専門性が必要とされない場合もあるが、消費生活相談など専門性が高い職務は、専門知識を有する方を探すのが困難と思われる。会計年度任用職員かどうかというより、求められる専門性の高低によって個別自治体で対応できるか、広域での対応が必要か変わってくると考えている。
- 専門人材の確保を広域で行うことが有効かどうかは、例えば技術職なのか、あるいは保育士、ケアマネなどの分野によって異なる。事務局が提起している、課題と対応策のカテゴリライズについては、どこまで踏み込んで行うことができるか悩ましいと思った。
- カテゴリライズの要素については、資料に記載のもののほか、基礎自治体が行うべきことかどうかという点もあると思う。たとえば、介護の分野は、支え合いのコミュニティづくりなどは、市町村が担っていくことが必要となるだろう。これに対して、要介護者の認定調査については、対面で行う必要はあるが、地域固有の方法が求められるものではなく、必ずしも市町村が行う必要はないと思う。
- 人材確保が分野横断的に困難である根底には雇用の魅力がないこともあり、公務員の待遇改善が必要である。民間部門との競争で、公共部門が勝てないのは、当たり前の話になっている。財政措置の話にも繋がってくると思うが問題提起しておく。
- 総務省には、例えば、尼崎市の市民投稿アプリの活用事例や、君津市のドローンの活用事例など、自治体の人材不足を補う好事例を早期に横展開することが求められるのではないか。

- デジタルの活用は紹介しても直ちに使えるものではないため、おおむね3年から5年の伴走支援が必要と考える。伴走支援、業務改善、効率化の実現に3年程度はかかるものだという意識が必要。
- 他方、子育てや介護、相談の分野では対面も欠かせない。こうした分野では人材育成の観点も重要と思っている。未経験者が資格を取るためのサポートなどを無償で各自治体が行うなど。育成の観点がないと、専門人材の取り合いになるのではないか。
- 埼玉県、千葉県、神奈川県の見解は、東京一極集中に伴う行政サービスの地域間格差の拡大の背景には地方税の税収の偏在があるという指摘だが、人口規模が相対的に大きい首都圏の3県が税源の地域間格差に踏み込む発言をしたことは、深刻に捉える必要がある。
- 成長している電子商取引、工場や物流倉庫のオートメーション化、拡大するフランチャイズ事業など、自治体の行政サービス享受して事業活動が行われていても、現行の地方法人課税の分割基準や事務所等の要件では、税収が当該自治体に適切に配分されないケースが増加しているのではないか。
- 社会経済の変容による地方税の偏在性の高まりは、地方法人課税に限った問題ではなく、地方消費税など他の地方税でも生じている可能性がある。とりわけ、東京都に本店が集中するインターネット銀行の預金残高の急増を背景に、個人住民税利子割の偏在性は極めて大きくなっている。日本経済が金利のある社会へ移行しつつあることを考えれば、今後、利子割の税収の偏在性は高まる一方であり、早急な対応が必要ではないか。
- 近年の地方制度調査会では、現実の課題に即したアプローチや、バックキャストの視点が採られてきたと思うが、それでも、今回の研究会での自治体からのヒアリングによると、現にリソース不足により事務が回らなくなりつつあるなど、切迫した課題がある。今まで、垂直補完や水平連携の推進が提唱されてきたが、より細かい具体的な事務処理のフローに即した議論が必要とされているということではないか。
- 国・都道府県・市町村の役割分担の見直しに当たっては、個々の事務フローの中のフェーズに応じて細かく検討し直す必要があるのではないか。この点、事務を横断的にフェーズごとに見ていくと、一定の共通性が見られるところであり、リソース不足を解消するための検討の視点について今回議論したということかと思う。その上で、具体的な事務処理のフローを見直していくためには、具体的な方法を示すことや、自治体に検討のためのリ

ソースがない場合に支援することが考えられるのではないかと。

- 今回の研究会では、人材や財源などのリソース不足が深刻な課題となっていることから、公務員制度や財政制度についても併せて議論を深められればと思う。
- 事務の見直しについては、各関係省庁に対して、地方の目から見た課題を提示し、協議等を通じて、個々具体的に解決を図っていくという方法もあるのではないかと。出口は様々あり得るところであり、必ずしも地方制度の問題に還元されるものでもないため、幅広く御議論いただければと思う。
- 東京都の税收シェアが高まっていることについて、東京都の近隣自治体からも聞いたことがあり、非常に大きな問題として認識されている。預金利子等の利子割とは、例えば確定申告を可能にすると口座所在地以外の都道府県でも納税できるようになるということか。または、今、総務省で検討されている内容というのは、後で配分を調整するということを考えているのか。技術的な問題である一方、地方税全体のつくりにも関わる問題であるのではないかと。
- 確かに確定申告であれば、確実に住所地での納税ができますが、給与所得者の多くは確定申告をしていないという現状にあり、また、そうした方も当然預金はあるため、確定申告を求めることができるのかという論点がある。

現在、そういった観点から、地方税だけではなく、国税においても利子に対する税については源泉徴収という形であり、基本的にそこは大きく変えられないのではないかと。他方で今、金融機関が特別徴収を担っている。この仕組みが昭和63年から30年以上続いており、大きく事務フローが変わるとということについて、金融機関や自治体の意見も聞きながら、住所地課税化、あるいは自治体間の調整という仕組みがいいのか、検討してまいりたい。
- 確かに利子割を確定申告にするのは実際難しいのではないかと。執行コストを考えても、現在の特別徴収の枠組みを変更することはあまり得策ではないのではないかと。調整のための仕組みをつくるのであれば、必ずしも利子割に限定した話ではなく、法人課税等についても同様の仕組みを考えるべきではないかと。
- 国際課税でも、いわゆるPE（Permanent Establishment（恒久的施設））に着目する原則が少しずつ変わってきているので、国内における法人課税についても同様に、拠点があるかないかということだけではなくて、どれくらいその地域で経済活動しているのかということをもう少し別の指標で判断して、それに基づいて共同で徴収してそれを分配す

るという仕組みを考える時期に来ているのではないか。

- 近年、東京都と他県の対立感感情が強まっている印象があり、全国知事会は税についてまとまった見解を集約することすら難しいレベルまで来てしまったのではないかと、大変懸念すべき状況と受け止めている。その原因を考えると、偏在是正とふるさと納税ではないか。偏在是正とふるさと納税は全く無関係の話ではあるが、感情的にはつながっており、税財政の課題というものを論じるのであれば、ふるさと納税の話も入ってしかるべきではないか。感情対立をある程度考えていくときに、ふるさと納税についてこのまま膨らんでいくことはどうなのか。上限のキャップみたいなものをつくる必要はないのかなどを考えなければ、この対立関係はなかなか緩和せず、地方トータルでの税源ということを考えていくことはなかなか難しいのではないか。
- 可能であれば、もう少し長いスパンで、例えば戦後から、東京集中というのはどのように進んでいるのかというところがあればよいのではないか。
- 東京集中についても、最近、感情的な議論となっており、例えば東京に若い人が移ってくると、それが全体的な人口減少を加速するかどうかについて、東京都と他県等で意見の乖離が出てきている。こういったことについて、議論するための客観的な指標が必要な状況ではないか。
- フランスでは、国からの交付金を増やし続けた結果、今、国が財政危機に直面し、自治体に配る財源がなくなり、自治体も大変な状況にある。やはり地方税を拡充させながら、一方で偏在性をどう考えていくのかということではないか。
- 地方法人二税は比較的最近是正措置が行われているが、まだまだ偏在が見られるところ、地方消費税はこれの中でも偏在性が少なく、東京都の人口が全国に占める割合と同程度である。地方消費税、消費税というものをどのように考えていくかということも含めて、財源を国と地方合わせてどうやって確保していくかということをしっかり考えていかなければならないのではないか。偏在是正のために新しい税をつくるのは大変であり、地方消費税改めて在り方考えていく時期なのではないか。
- 大きい自治体であっても財源の偏在は強く感じる。資料2の10ページにおいて、与党の税制改正大綱の中の特に利子割をフォーカスしているが、税収としては規模の小さい話ではないか。東京への財源の偏在により他の自治体との間で調達価格にも格差が生じており、若年層の首都圏への転出など住民のライフサイクルにも関連している。そういう意味で、幅広い議論が必要なのではないか。

- 住民税の利子割に関しては、早めに手を打ったほうがやりやすいと思われ、税制改正大綱で令和8年度税制改正において結論を得るとはっきり書かれている。ただ、この研究会の趣旨との関係でいうと、これは道府県民税であり、さらに税収の規模が小さいことから、中心的な課題でもないのではないかと。本研究会では、地方交付税の在り方やふるさと納税など総体で論じる必要があるのではないかと。
- その上で、90年代以降、分権改革の中で、分権イコール市町村を重視することになったが、一方で垂直的な事務配分において市町村への事務配分が日本はフルセットで市町村が担っているという部分が事務配分の見直しにつながっているのではないかと。研究会の問題意識からすると、本当に市町村がやらなければならないことは何なのかというところを考えていくことになるが、市町村の担うべきことや連携してやるべきことを考えていく中で、支出するほうをどう変えていくか、財源について総体的な観点で論じなければいけないのではないかと。
- 近年、地方公務員の給与が上がってきたと言われてはいるが、小規模自治体の中には、長年給料の凍結や、賃上げ局面でもほとんど上げられていないというところも少なくないと聞いている。また、先日の神戸市の資料では地域手当の見直しにより、また人材確保が難しくなるのではないかとという指摘もあったところ。このような人件費の問題と、それに伴う人手不足や、事務の問題財源の問題は関連づけることは可能かと。
- 本日の資料は、資料1と資料2が直接的に何か結びつけるような議論とはなっていないが、財源面での課題が人材面における課題と接続し得るということについては議論としてはあり得るのではないかと。人材の種類によっても違いはあると思われるが、各自治体とも、特に民間との関係で採用の際にも最近の賃上げの状況の差による影響をかなり受けていると承知している。地域ごとの賃金水準の差が人手不足の問題に影響を与えているという面が全くないわけではないと思われ、そういった面も議論の対象になり得るのではないかと。
- 持続可能と言うと、今の課題が全部入ってくることになるため、どこまで議論するかということも含めて、事務局で整理して、その範囲で必要な資料を補っていただきたい。

【全国町村議会議長会からの意見聴取】

- 町村議会の議員数は1万人を少し超え、うち女性が1,412人で全体の13.3%。年齢構成は60歳以上80歳未満が非常に多く、平均年齢は64.4歳。資料中、町村議会議員の議員専業というのは、議員以外の職業についていないという意味であり、年金受給

者や主婦の議員も議員専業という扱いになっている。女性議員は、非常に数は少ないが、毎年増えている。若手議員の率も若干増えつつある。女性議長が44名、副議長が97名という状況になっている。無投票、定数割れの状況は、この4年間で926町村のうち254が無投票、そのうち31が定数割れとなっている。

- 議員のなり手不足について学識経験者によって検討した報告書では、なり手不足の原因として、議員としてのやりがい、議員の職場環境、処遇の3つが挙げられる。
- コミュニティが議員を推薦できないような状況になっていることに加え、女性議員に対して否定的な考え方があるのではないかと。また、落選した場合のことで気が引けるといったことも原因として挙げられている。女性議員が出やすい環境整備をしていくということが、なり手不足対策の1つの大きな柱になるのではないかと。
- 住民との関係を強化した例として飯綱町議会の政策サポーター、栗山町議会の「議員の学校」の例がある。また、広報を使って危機感を共有する例がある。蔵王町議会では、女性の模擬議会を開催し、それまで女性立候補者がいなかったが、この取組の後、参加をした方のうち3名が立候補して女性議員が誕生した。
- 令和5年の地方自治法改正で議会の役割を明記。議会が重い責任を自覚し、議会とは何かを住民に理解をしていただく中で、女性や若者が議会に参画するということをしていかなければいけない。
- 議会改革といった場合、3つの関係の整理が必要と考える。1点目は、議会と住民との関係。選挙だけで関係を持つのではなく常時関係を持つ。2点目は、議員間関係。各議員が町村長に対して1対1で要望するのではなく、議会で政策を議論した上で執行部と当たるといったようなところが必要ではないかと。3点目は、議会と執行機関の関係。執行部提案についてイエス・ノーというような駆け引きだけではなく、政策プロセスの中で執行機関といろいろ意見交換をすることが大切ではないかと。
- この3つの関係について先駆的な事例を「議会力アップのための活動例」として、情報提供している。特に住民との距離では、デジタル技術が非常に重要であり、優良事例の情報提供をしている。
- 若者に対して議会のことを知ってもらうことが大切であり、三議長会で若者に対する主権者教育を行っており、三団体が共同で主権者教育の事例集を作成し情報共有している。職場環境の整備として、三議長会が共同で、ハラスメントの防止研修を実施。

- 町村議会議員の議員報酬の平均は、21万6,000円であり、町村の係長級よりも低い。市議会議員は40万8,000円、県議会、政令市になると81万2,000円となっている。
- 仕事をせず報酬だけ上げるとするのは、住民の理解を得られないため、町村議会議長の決議として、各町議会の活動内容を充実させながら、目標として、市議会議員のレベルまで持っていくよう、活動を充実強化している。
- 法律改正マターであるが、厚生年金への地方議会議員の加入がある。地方議会議員の年金制度については平成23年の6月に法改正で廃止をされているが、当時の附帯決議では、新たな年金制度について検討をするとされている。地方議会の議員に対しても適用を検討していただいてもよいのではないかと要請活動をしている。
- 立候補環境の整備について、令和4年の法改正で一応決着を見ているが、立候補に伴う休暇等について就業規則に定める自主的な取組を促すため、総務省と三議長会から統一選の前に経団連等に要請している。さらなる法改正というようなところも御検討していただければと思っている。
- 町村議会議長の重点要望として、なり手不足及び多様な人材の参画について、政府、あるいは国会に要請活動を展開している。

【意見交換】

- ある地方議会の方から、人口減で地方議員の数を減らすべきだという要望にどう対処しようか迷っていると照会があった。そのような問題意識はあるのか。あるとしたらどのように対応されているのかを伺いたい。
- 欠員の場合の再選挙は定員の6分の1超であるため、1減の場合は次の選挙まで欠員のままの場合があり、そのまま減らしたらどうかというようなところがある。
これは地方議会の役割が住民の方に十分に理解されていないのではないかと。まず、地方議会の役割を再度住民の方によくよく理解していただくこと。議員改革、議会改革、住民の関係という観点で取り組んでいただくしかない。議会というのは議事機関であるので、議員をあまり減らすと議事機関の役割がなくなる。そのような声が出ないようにしっかりと議会改革に努めていくというようなところが私どもの立場ではないか。
- なり手不足対策検討ということで検討会を立ち上げて、検討されているということだ

が、今、女性や若い人を増やしていきたいとの話の中で、検討会のメンバー自体に女性や若い人が、委員構成からしてちょっと足りないかなと感じるところがあり、女性や若い人の声やアプローチについて考えを伺いたい。

- 女性・若手については非常に重要な課題だと思っており、私どもとしても、まず女性議員を中心に検討を進めている。女性の議員の方々に実際お話を聞くと、ロールモデル、どのような方が女性議員でいるのかが分からないとの声があった。自分の議席を取りに来るんじゃないかと思われるところもあって、別のところの女性議員の声が参考になるとの要望があった。
- 自分と同じ立場のような人が全国にいるのかどうかというようなところから情報を整理していただくとう非常にありがたいという声が出ており、全女性議員の方に調査をお願いし、まとめた上で、展開してまいりたい。
- 結婚しているか、子供がいるかは、女性に限らず、今は若い男性でも育児参加は積極的にされていると思うので、女性、男性にかかわらず、ライフスタイルとしてどうなっているかという視点で調べていただくとありがたいのではないかな。
- 学校レベル、特に自治体の公立高校や、あるいは中学校、小学校で、子供たちにアプローチする方法があると思うがどうか。
- 町村議会の役割や活動を住民の方に認知してもらうために、戦略的に、小学校、中学校、高校をターゲットにした主権者教育が大切ではないかと三議長会共同で考えている。教育課程との関係もあり、文科省にも要請をしている。主権者教育のリーフレット、教材を作成中であり、小学校、中学校に主権者教育を展開してまいりたい。
- 無投票や定数割れになると、議員の定数削減の議論になるが、その議論にならないように、議会の在り方を変えてくださいという議論の立て方で検討した経緯があった。
- 女性の割合が低いというのは、逆に言うところ伸びしろであり、ここが増えれば、いわゆるなり手問題というもの8割方解決するのではないかな。むしろ、今重点的に議論すべきはそこであって、その妨げになっているものは何かということをきちんと整理して、一層活性化していくということができれば、この問題はかなり展望が変わっていくのではないかな。
- 複数業務を担当するというような町村職員の方と一緒に働いて働き方を見直す、お互

いの業務量の負担を軽減するといった取組があれば教えていただきたい。

- 県議会、市議会と町村議会の事務局はかなり差がある。町村議会の事務局員は2、3人もいないというようなところがあって、その中で、いかに事務を効率化するのかについて、デジタル技術を使いながらいろいろ工夫をしていくことが、1つのポイントになるのではないか。タブレットすら導入できていない町村議会が多いため、まずは、タブレットの導入を926の町村議会にお願いをしているという現状。
- 地方議会議員と地方公務員の兼職は、行政分野に通じた人材の確保としては有益だが、中立性・公平性の観点から考えると、緩和をすとしても所属する当該自治体以外の団体への兼職の禁止を緩和するかどうかの検討が必要ではないか。
- 地方公務員が地方議会議員に立候補する場合、一旦は職を辞すとしても、落選した際に復職しやすくする環境の整備が重要ではないか。
- 議会事務局の共同設置は可能であるにもかかわらず、これまで事例がないとのことだが、何がボトルネックになっているのかを探る必要がある。